

# 小郡市立大原小学校いじめ防止基本方針

令和8年4月改定

## 1 いじめの定義

いじめは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍する当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。  
(平成25年9月28日施行 いじめ防止対策推進法より)

## 2 いじめ問題への対応についての基本姿勢

◎いじめは最大の人権侵害であるという認識に立ち、生徒指導、人権・同和教育の両面からいじめ防止、児童の安心安全な生活づくりに努める。  
「いじめは人間として絶対に許されない行為である」という強い認識のもと、  
「いじめはどの学校でも、どの子にも起こりうる」という危機意識をもち  
「いじめられている子を最後まで守り抜く」という強い信念をもって対応にあたる。

## 3 組織の設置

◎ 「校内いじめ防止対策委員会」の設置

### (1) 構成員

校長 教頭 主幹教諭 養護教諭 生徒指導担当者 人権・同和教育担当者 教育相談担当者  
当該事案の担任等 学校運営協議会員 市教育委員会事務局 SC SSW スクールサポーター 久留米少年サポートセンター

### (2) 役割

- ① いじめに関する情報の収集、記録、共有
- ② いじめの事実の確認と対応策の検討
- ③ 該当児童への指導と保護者への対応
- ④ 学級への支援体制の強化
- ⑤ 外部組織への協力要請、または警察への通報
- ⑥ いじめ防止及び早期発見のためのアンケート調査の実施と結果分析
- ⑦ いじめの相談・通報の窓口としての役割

(3) 開催日 第4金曜日 ※緊急の場合には、校長の判断のもと開催する

(4) 児童の問題行動・いじめ等への管理

- ① 担任は、学校の教育活動及び地域、学校、学年、学級の児童集団の様子を現象的に捉えるだけでなく、内面にある児童の葛藤等を多様な観点から、本質的に把握するように務める。
- ② 葛藤を抱えている児童について、担任は校長に報告するとともに生徒指導部に報告する。

- ③ 校長は、担任だけの問題にせず、職員共通の課題として対応の共通化に務める。
  - ④ 定例的に配慮を要する児童、気になる児童等の観点から、生徒指導部や全職員による事例研修会を開催し、その実情把握と対応に務める。
  - ⑤ 専門的な関係機関から講師を招聘し、児童理解に務める。
- (5) 児童の問題行動・いじめ等の発生時の留意事項
- ① 問題行動等を発見又は、連絡を受けた者は、すぐ現場に行き、問題行動を阻止する。
  - ② 担任は、事実の把握を慎重に行う。必要に応じて、他の教職員が事実の把握を行う。児童の発言はメモしておく。
  - ③ 職員会議終了後、指導の経過や対応策等について、保護者へ必ず連絡する。
  - ④ 必要に応じて、担任は家庭訪問をする。事案によっては、複数で訪問するようにする。その結果は、校長、教頭へ報告し、今後の方針を立てる。

#### 4 関係機関等との連携

- (1) 市教育委員会への報告と連携
- (2) 小郡警察署への通報
- (3) 福岡県警管轄「久留米少年サポートセンター」との連携
- (4) 学校運営協議会の活用
- (5) 学校警察連絡協議会への参加

#### 5 教員研修

- (1) 小郡市いじめ防止基本方針及び学校基本方針の共通理解を図る校内研修会の実施
- (2) 「いじめの早期発見・早期対応の手引き」を活用した校内研修会の実施
- (3) 外部講師を招聘した、いじめ問題に特化した校内研修会の実施
- (4) アセスやSEL8Sの活用についての校内研修会の実施
- (5) いじめのメカニズムとその対応（福岡県教育センター）を活用した学習

#### 6 いじめの防止、いじめの早期発見・いじめへの対処の取組

- (1) いじめの防止の取組
  - ① いじめを生まない教育活動の推進
    - すべての児童に対する「いじめは決して許されないこと」の意識化と行動化
    - 自分とともに相手を大切に、それが行動に表れるような人権・同和教育の推進
    - 生命尊重や思いやりの心を育てる道徳教育の推進
    - 児童自らが課題を見つけ、集団としての問題解決力を高めるための学級活動における話し合い活動の充実
    - 豊かな人間関係の構築をめざす異年齢集団による活動の推進
    - 命の尊さを実感させる体験や自然体験など様々な体験活動の充実
    - 規範意識の育成（法教育の実施）
    - 養護教諭やSCを活用したストレスマネジメント教育の実施

(2) いじめの早期発見の取組

○ 日常の取組

① 毎朝の健康観察

- ・元気がない状態が一定期間続いている子はいないか
- ・休みがちな子はいないか（その要因の把握）

② 「いじめ・人間関係トラブルの早期発見チェックポイント」

（「いじめの早期発見・早期対応の手引きー小・中学校編ー」）の活用

③ 「相談ポスト」の活用

○ 定期の取組

① いじめ問題に特化した「学校生活アンケート」の月1回実施

② 長期休業明け（5月・9月・1月）には、学習用タブレット端末を用いた「不安や悩みに関するアンケート」を実施

③ アンケートに基づいた教育相談週間の年間2回設定

④ スクール・カウンセラーによる全員面談を、4年生に対して実施

⑤ 人間関係を把握するアセスの学期1回実施と活用

⑥ 「家庭用チェックリスト」や「家庭向けリーフレット」の活用

⑦ 不安や悩みを感じた時にすぐに相談できるように、相談窓口一覧を児童に配布

(3) いじめの対処への取組

【一次対応（緊急対応）】

○ いじめを受けた児童の全面的な支援

- ・安全確保と心のケア

○ 関係者による正確な実態把握

- ・当事者双方、周囲の児童から個々に聞き取り、事実関係を記録化
- ・関係教職員との情報の共有化と事実の正確な把握

○ 保護者との連携と信頼関係の構築

○ 指導体制と対応方針の決定

- ・対応方針の明確化と教職員の共通理解
- ・対応する教職員の役割分担
- ・教育委員会、関係機関との連絡調整

【二次対応（短期対応）】

○ いじめを受けた児童への指導・支援

- ・心のケアを図るスクールカウンセラーの活用
- ・校内教育相談部を中心としたプロジェクトチームによる継続的な指導・支援

○ 保護者との連携

- ・指導方針の伝達と家庭での指導協力依頼

○ いじめた児童へのいじめの態様に応じた指導と支援

○ 学級での指導

- ・当事者意識の高揚と共感的な人間関係づくり

### 【三次対応（長期対応）】

- いじめを受けた児童への指導・支援
  - ・ 心のケアの継続と人間関係能力の向上に向けた支援
- 保護者との連携
  - ・ 家庭の教育力の向上
- いじめた児童への指導と支援
  - ・ 規範意識の育成と人間関係づくりの改善

## 7 ネット上のいじめへの対応

### (1) ネットいじめの早期発見・早期対応

- 生徒指導部による「裏サイト」情報の把握
- 情報モラルをはじめネット依存やネットいじめに関する学習の実施
- 保護者と緊密な連携・協力による双方での指導

### (2) 啓発と研修

- ネット依存やネットいじめに関する教職員研修会や PTA 研修会の実施
- PTA と連携した、ネットに関する「家庭でのルールづくり」の推進

### (3) 関係機関との連携

- 少年サポートセンターとの連携

## 8 教育相談体制

### (1) 教育相談部会の設置

- 生徒指導部教育相談担当者、養護教諭、特別支援コーディネーター、管理職
- 保護者への啓発と周知
- 定期開催による児童の情報交流と課題の共有化並びに全教職員への情報提供

### (2) スクールカウンセラーを活用した教育相談や心のケア

（4年生に全員面談を実施）

### (3) 校内教育相談部による子どもや保護者からの電話相談・面談相談への対応

### (4) 「子どもホットライン24」など校外相談窓口の周知

## 9 取組状況の評価

- PDCA サイクルに基づく取組の評価
- 学校運営協議会での学校評価
- 教職員による学校評価

## 10 重大事態への対処

### (1) 重大事態の意味

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(2) 重大事態への対処として実施すべき事項

- 学校において調査する場合、調査組織の設置及び事実関係の調査
- 学校において調査する場合、調査を行った際のいじめを受けた児童等及び保護者への事実関係等の情報提供
- 重大事態が発生した場合、市教育委員会を通じて、市長に報告

(3) 学校による調査

- 学校は、重大事態が発生した場合、直ちに教育委員会に、事態発生について報告する。
- 学校は、調査の際には、当該重大事態の因果関係の特定を急ぐ出来ではなく、客観的な事実関係を明確にすることに努める。
- いじめられた児童又は保護者が望む場合には、第28条第1項の調査に並行して、市長による調査を実施することも想定しうる。ただし、その際、調査対象となる児童等への心理的な負担を考慮し、重複した調査とならないよう、第28条第1項の調査主体と、並行して行われる調査主体とが密接に連携して適切に役割分担等を行い、実施する。
- 学校は、調査主体とならなかった場合、資料を提供するなど積極的に調査に協力する。